

## 会 議 録

会議名称	平成26年度 第5回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成26年11月13日(木) 午後6時～午後8時
開催場所	佐倉市役所 議会棟 第4委員会室
出席者等	委 員：田中委員、網仲委員、早坂委員、澤井委員、松田委員 山村委員、長島委員、平岡委員、徳永委員、堀委員 兵頭委員、田代委員、奥山委員、小野寺委員 事 務 局：山辺健康こども部長 子育て支援課 立田課長、宮本副主幹、須藤副主幹、 田中主査、泉主査補、照井主査補、 滋野主査、辻口主査補、小高主事
会議議題	(1) 審議 (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 答申 (3) その他
会議経過	別紙、平成26年度 第5回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 健康こども部長あいさつ】

【2 議事】

●議題1 審議

・(仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

●議題2 答申

●議題3 その他

【議題1 審議】

(委員長)

本日は、第2回委員会であった諮問について、最終的に審議・決定し答申する。これまで、委員からは、審議において幅広い意見をいただいた。諮問は2件あるが、まず諮問第1号「(仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について」、審議したいと思う。

なお、本日の審議は、諮問に対し本委員会の意見を集約し、答申としてまとめる必要があるのでご協力を願いたい。それでは、素案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)資料1を使用し説明。

(仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)、第5章基本施策の展開について、前回の審議内容を踏まえたうえで、変更した点について説明する。

53ページ 基本目標3 すこやかに生まれ育つ環境づくり

(4)未来のママ・パパを育む取り組み

一つ目の事業として、「子どもを産み・育てる教育の推進」としていたが、子どもを産み・育てるという表現や教育の推進といった表現がふさわしくないとの意見から、「大切ないのちを育むまなびの推進」とした。

56ページ 基本目標5 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援 (3)障害のある子どもへの支援の充実

前回の資料では(3)障害児への支援の充実としていたが、障害児

を「障害のある子ども」の表現に変更した。また、前回の会議においては、「障害児」や「障害」の言葉自体や表現方法について、子ども・子育て支援をうたう計画に「害」という文字を使うべきではないといった意見や、「障害児」という表現自体、最近では見直す傾向にあるといった意見を頂戴した。この表現については、障害福祉課に確認したところ、現在、障害福祉課としては、「障害」という漢字を使用しているということだったので、表記の変更は行わないこととした。

57 ページ 基本目標6 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり  
(3) 子どもの生きる力を育む取り組み

①いじめ対策の充実に加え、②子ども自身が相談できる力を育む取り組みを加えた。

変更点は以上。

つづいて、第3章 計画の基本的な考え方 だが、前回の会議においてさまざまな意見をいただき、再度、事務局内で協議した。

協議した結果、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に策定根拠があり、法の基本理念、また、子ども・子育て支援法の意義を踏まえたものであること。また、これまで佐倉市が実践してきた次世代育成支援事業計画と一体の計画として策定することから次世代で行ってきたことを継承するものであること、この2点にかえり再検討した。そして、基本理念はスローガンであってはならない、大切な部分をきちんとうたうことが必要という意見もあったが、事務局としては、できるだけ平易な言葉で、本来の法の趣旨を伝える必要があるという考えから、「手をつなぎ、みんなで育てよう！ 笑がおいっぱい 佐倉っ子」とした。前段の「手をつなぎ、みんなで育てよう！」は次世代からの継承であり、「手をつなぎ」は親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう！」は、地域全体で保護者に寄り添い、支えることを、「笑がおいっぱい」は、今回、次世代から加えたものだが、子どもが当たり前で幸せで健やかに成長できる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを、「佐倉っ子」は時代の社会の担い手である子どもたちを表現した。

また、基本方針については、

(1) 子どもが幸せなまち

すべての子どもが 自分を大切にし、大切にされるまちづくり

(2) 子育てを楽しめるまち

子どもを産み・育てる すべての家庭が 喜びをもって子育てできるまち

(3) 子育てを支え、ともに成長するまち

地域のすべての人が 子育てに参加し、つながり、支え合い、ともに成長するまちづくり とした。

また、子ども産み・育てる という表現については、産まない人、産めない人、さまざまな人が子育てに関わっており、産むという表現は避けた方がよいという意見があったが、産み・育てる については、子ども・子育て支援法の中においても、安心して産み・育てる 環境づくりが必要なことや、妊娠から出産を通じ、子どもが育っていく過程で切れ目ない支援の必要性がうたわれており、こちらは 「産み・育てる」という表現のままとした。

なお、子どもの権利条約については、専門部会、委員会においても、非常にたくさんの意見をいただき、審議していただいたが、この計画はあくまでも、子ども・子育て支援法によるものであること、また、権利条約は子どもに関わる大切なものの一つではあるが、それが全てではないことから、権利条約だけを取り上げ、それが最も大切なものであるという印象を与えてしまうのはよくないだろうという考えから、計画の基本的な考え方においては、権利条約についての表記をしなかった。ただし、事業としては、課題6の、「子どもの権利についての啓発」において、権利条約の周知などについて、明記する予定である。

（委員長）

それでは、ただいま説明があった（仮称）事業計画（素案）について、審議に入りたい。先ほども話したが、本日はこれまでの審議のまとめとなるので、まず委員全員から、一言ずつご発言をいただきたい。なお、時間の都合もあるので、一人1、2分程度でお願いしたい。それでは、委員から、時計回りでお願いします。

（委員）

この素案については、さまざまな方面から検討した結果を丁寧に説明している。また、委員会の意見も反映してあるものだ。これを素案として、佐倉市の子どもたちのためにつなげていただきたい。

（委員）

推進委員会も回を重ね、委員の意見が反映された素案になったと思う。ただ、子ども・子育て支援法の法律そのものが、いろいろな不安があると思う。さまざまな施設ができたり、保育の標準時間や短時間など、制度が複雑になっており、利用者にとって選択するのが難しくなっているのではないかと。地域によってどのような施設があるかによって地域格差も懸念される。子どもたちに格差を生じさせるものではないかと不安を持っている。できれば、具体的な運用の中で、高い水準に合わせてもらいたい。小規模保育事業も A 型、B 型、C 型とあ

るが、A型に沿わせた形で行われるとよい。子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、高い水準に合わせていくようにしてもらいたい。

（委員）

計画の基本方針は委員の意見も反映され、いいものになってきたと思う。しかし、基本理念は、“笑がおいっぱい”で子どもの最善の利益を想定できるのか。審議されてきたことは意味がなかったように思う。驚いている。“笑がおいっぱい”という言葉はきれいだが、ここからこぼれ落ちてしまう子どもを何とかしたいと思う。その時に、子どもの最善の利益や子どもの権利条約が大切になるという話を今までしてきたと思う。市民の一人として、困っている子どもがいたら、何とか地域の手で助けたい、NPOや任意団体も頑張る、だから、行政もどこか手伝って、といった時に“笑がおいっぱい”だと誰がどこでどう関わって動いてくれるのかがあまりにも見えない。いろいろな人がチームになって子どもに関わる時に、共通の目標となるようなものをここで挙げていただきたかった。

（委員）

子どもの最善の利益という漠然とした言葉で固めてしまっているなと思う。しかし、子ども・子育て支援法の解釈の方法としては、保育園に通う子どもにも質の高い幼児教育を、幼稚園において質の高い幼児教育を受けている子どもたちの親も働けるように長時間預かりをとというような趣旨でできているものだと考える。希望的なことをいうといろいろなことが出てきてしまうと思う。根本の部分は、すべての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を、ということだと思う。もちろん、保育園が今まで質の高い幼児教育をやっていなかったということではないが、少なくとも定義づけはされていなかった。私は、そのように理解していることをお伝えしたい。新制度はいろいろと言われているが、結局は制度なので、利用する側がどのように利用するかが問題だ。利用しながら制度自体を育てていかないと法律の意味がない。5か年計画である本計画に、私立幼稚園協会としても関わっていけるように考えている。せっかくこのような委員会のメンバーと知り合いになれたので、話すチャンスがあればどんどん話をして、行政とも連携しつつ、制度を育てていけたらと思う。

（委員）

この計画を見ていくと細かいところまで踏み込んで書いていると思う。私は歯科医師なので、実際の現場の話までは分かりかねる部分

もある。基本理念としてはよくできていると思い評価する。

（委員）

事業計画のたたき台を作成するのは非常に大変なことだ当然普通に育っていく子どももいるが、病気という概念ではなく変わっている子が現在たくさんいる。小児科医として、そういった子どもたちをどうしていこうかと考えている。変わっている子どもは周りからなかなか理解されづらいが、そういう子どもたちとどのように関わっていくかが、自分としては一番関心がある。何とかそういう子どもたちが社会的に成長していくために役立っていききたい。

（委員）

この委員会において、さまざまな立場からの意見を聞くことができ非常に勉強になった。子ども・子育て支援関連3法においては、質の高い保育というのは知的な部分だけではなく、そこに携わる職員の資質の向上も目指している。これまで、保育園では、幼稚園と違い、保育士が研修を受ける時間があまりなかった。この新制度においては、保育の質を上げるには、保育士の研修が必要であるというところに踏み込んでいるものだ。配置基準も改善している。こういった部分はレベルが上がってきていると思う。確かに新制度において、保育者の立場からも、もう少し検討したほうが良いと思う部分もあるが、保育士の研修などかなり改善されていると思う。佐倉市の補助金制度等においてもそういった部分に重きをおいてほしい。

（委員）

子ども・子育て支援新制度については、分からないことが多かったが、こういった会議に関わることで、私自身非常に勉強になった。

（委員）

事業計画の策定に携わり、私がこだわっていたのは基本理念の部分だ。なぜこだわるかということ、建物で言えば一番大事な基礎だと考えている。絶えず立ち返ってみることができるものとして掲げられるものが理念である。そして、計画全体が理念に支えられているものだ。全体としてこれで十分かは私には言えない。「障害」という言葉は、私たち障害を持っていないものの気持ちではなく、障害を持っているかたの気持ちを考えなければいけない。「害」を使われたら私としてはどうなのか、そういう気持ちを汲み取ることの大切さが、“みんなで育てよう！”につながるのではないかと。佐倉市の障害福祉に関する計画が「障害」という言葉を使っていたとしても、より良い言葉を使っ

ていくことが必要である。良いものに変えていくなら問題ないのではないか。

（委員）

委員の話から、特に個性的な子どもたちの理解の促進、取り組みという項目を入れてよかったと改めて思った。子どもにとって最善の利益という観点から、幼児期の質の高い教育・保育とは何かを考えて、皆さんとさらに勉強したいと思う。子どもの権利条約は一般的にはあまり知られていないという話だったが、せっかくこのようなメンバーが集まったので学習会なども開きたいと思う。今回の計画では、子どもの権利条約という言葉が直接入らなかったとしても、子どもの権利についての啓発という事業から始められるような項目が出てきたということは、行動計画から精査した中で新たに加えられたことを考えれば、とても大きな一歩になるのではないかと考える。

（委員）

委員会の意見を反映し、子どもの最善の利益という言葉が、理念のリード文にしっかり書かれていることは評価したいと思う。ただ、基本理念については、あれだけ話し合ったのは何だったのかという気持ちは否めない。子ども・子育て支援法がこうだから、という説明だが、佐倉市が策定するものなのだから、佐倉市で話し合われた意見が尊重されてもよかったのではないか。「障害」についても、より良くしていく立場の市がどうしてもできないのかと思う。子どもの権利についても啓蒙ということで紙1枚で終わらせてほしくない。権利条約については、市民に知られていないからこそ、事業計画に記載したかった。任期はまだ1年あるので、皆さんと一緒にそういったことも考えていきたい。

（委員）

事業計画について、皆さんと議論を交わせたことは勉強になった。基本理念の“笑がおいっぱい”は計画のどこに出てくるのかと思った。私がこれから子育てを始めると考えたときに、この制度を理解できるかと心配になった。基本理念や基本方針をどのように伝えていくのか考えなければならない。

（副委員長）

私自身、子育てはとっくに終わって、子育てに関心がなくなっていたところが、仕事上、従業員が保育園に子どもを預けられなくて、復帰ができないという事態に直面した。委員からの意見もそれぞれの立

場からさまざまな意見をもらい、自分が思いつかなかったようなことも勉強になった。事業計画は、各委員の意見をくみ取って非常にいいものができていると思った。委員がおっしゃったとおり、利用しながら制度を育てていくこともできると思う。子育ても今後ずっと続いていくものなので、みんなで佐倉市の子育てを支えていけたらと思う。

(委員長)

膨大な資料を作成し、説明してもらい、また、委員会からの意見が出るたびに事業計画を修正していただき、意見はかなり汲んでもらい感謝している。基本理念については、私は平易なほうがよいと思っている。“笑がおいっぱい”という言葉がきれいな言葉で、そこからこぼれ落ちる子どもがいたとしても、全員が笑顔であることを目指すべきだ。そういう高い理想を持っていなければいけないと思っている。そう解釈するかは難しいが、きれいごとだからいけないとは思っていない。質の高い教育・保育もさまざまな解釈がある中で、私は保育者を教育している立場から、未来の保育士たちに質の高い教育・保育とはこういうことだということを伝えていかなければならない。いつも数が足りないと言うのではなく、0が1になれば1を維持し、さらに増やしていくという考え方でよいのではないか。この事業計画はできて終わりではなく、ここからがスタートである。それを見守って一緒に作っていくことが必要である。

その他、ご意見・ご質問はあるか。

(委員)

権利条約については、市民に周知できていないからこそ、事業計画に入れて、私たちも議論し意識を高めていけたらと思う。権利条約という言葉を入れてほしいと思う。

事業計画 23 ページ。見込み数と確保量を比較したときに、平成29年度で待機児童が解消されるということか。

(事務局)

そのとおりだ。

(委員)

できるだけ早く解消するよう努力してほしい。

(委員)

佐倉市障害者計画で「障害」という漢字を使用しているから、「障害」を使用するということか。国の会議はひらがな表記になっている

が。

（事務局）

国の会議名称は「障がい」というひらがなを使用しているが、この会議の中の議論として、「障害」とするか「障がい」とするかの議論が終結していない。国としての方針が出ていない状況である。そこで、佐倉市では従前どおり「障害」を使用するということだ。

（委員長）

本日出席した障害を持つ子どもについての会議では、全て漢字を使用していた。当事者と言っていいかわからないが、当事者が表記について、何も言っていないのに、第三者が表記について何が良いのか議論するのはおかしいのではないかとも思う。

（委員）

他市町村ではひらがなを使用しているところもある。どちらが正しいかではなく、佐倉市としてどう考えるかということだ。

障害を持つ子どもを持つ保護者の中には、気に留めない方もいる。しかし、害虫の害という字と自分の子どもと一緒にしてほしくないという考え方を持っている方もいる。

（委員）

市内の NPO 法人はひらがなを使用している。10 年位前からそうなっている。障害者計画と同じでなければならぬということはあるのか。

（事務局）

この事業計画（素案）はあくまでも推進委員会が検討した結果なので、委員会として一致した見解ということであれば、表記は変えても差し支えない。しかし、この後、庁内検討会等を経て、漢字表記になる可能性はある。

（委員）

「障害」という表記について、委員の皆さんがひらがなを使ったほうがよいということであれば、そのようにしたほうがよいと思う。皆さんのご意見を聞いてはいかがか。

（委員長）

それでは挙手をお願いしたい。

「障害」のままでよいという方は4名。「障がい」がよいと思う方は6名。

(委員)

挙手で決める前に意見をよろしいか。私は50年以上教員をやっている。言葉の問題は教育界ではいろいろと研究して変わってきている。例えば、特別支援学級というのが今あるが、以前は特殊学級と言っていた。昭和47,8年くらいに障害のある子とない子を分けて教育するようになった。最近になって特別支援に変わった。前の特殊学級の時に教育を受けた子はだめなのか、ということそんなことはない。言葉に関係なく、教育に携わる教師と子ども、保護者との関係が大切だ。名は体を表すという言葉のとおり、言葉は非常に大切だと思うが、時間が必要だ。今すぐ変える必要は佐倉市にはないのではないかと思います、意見を申し上げた。外形より中身の問題だ。いずれ、ひらがなに変わっていくのではないかと思います。

(委員)

近くの市町村がひらがなを使っているのを知っていて、市の感性を感じる。そういう点からひらがな表記を提案した。想定しているよりも多くの人目に触れるものだ。変わっていくタイミングの一つとしてもよいのではないか。ひらがな表記にならなくても、こういった意見が出たということが記録に残ることが大切だ。ここで決をとることは必要だと思う。

(委員)

ここは、子育て支援についての議論の場であり、障害についての議論の場ではないので、貴重な時間は子育て支援についての議論に使用したい。

(委員長)

漢字表記が4名、ひらがな表記が6名だったが、挙手されていない方もいるので、この数値をもって、事務局で再度検討してほしい。つづいて、諮問第2号「利用者負担について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料2を使用し説明。

利用者負担の修正案について説明する。利用者負担については、前回の委員会で、1号の利用者負担について、もう少し検討すること、子育て世代に配慮した料金設定とすることの2点、意見をいただい

た。以上の意見を受けて、今回、修正案を作成した。修正案の説明の前に、保育費用の負担内訳について説明する。資料2の1ページ、こちらは、保育費用の負担の内訳について、概略をまとめたものである。保育費用の負担の内訳は、大きく公費負担と利用者負担の2つとなっている。負担割合は、公費負担が約60%、利用者負担が約40%となっている。公費負担というのは、国、県、市が費用負担する法定負担分である。それぞれの負担割合としては、国が保育費用全体の約30%、県が約15%、市が約15%となっている。

次に利用者負担については、保護者が負担する金額であり、国が標準的な基準額を示している。原則としては、これが利用者負担額となる。しかしながら、国基準をそのまま保育料とした場合、利用者の負担が重くなるため、国の基準額よりも低く保育料を設定し、保育料と基準額の差額を市の負担としている。今回、審議していただく保育料金案で試算すると、利用者の負担割合が保育費用全体の約24%、佐倉市負担分が約16%となり、佐倉市負担分は公費負担分とあわせて、全体の約31%が佐倉市の負担となる。

続いて、具体的な保育料の修正案について説明する。資料の5ページ、こちらは1号認定の保育料金案である。全体的な考え方としては、国基準で示された5階層より、3階層増やし負担能力に応じた階層設定を国よりも細かくしている点は前回の案と同様だが、年収の目安400万円台より低い階層の保育料については原案から100円下げ、それ以上の階層の保育料は200円下げた案となっている。

次に、2号、3号の保育料。資料の6ページ、全体的な考え方としては、国で示された8階層よりも階層を増やし、負担能力に応じた、細かい階層の設定をした。現行制度においても、すでに国基準の8階層に対し、16階層となっているが、新料金案では更に3階層増やし、19階層とすることで、より負担能力に応じた階層設定としているところは原案と同様である。今回の修正案では、資料の中段、D1階層からD4階層、年収の目安として220万円から382万円未満の世帯について、前回の案よりも低い設定とした。7ページのグラフ、点線が、現行の保育料、実線が新保育料を示しているが、年収382万円未満の実線が、前回の資料10ページのグラフと比べ、現行保育料の点線から下に離れていることがお分かりいただけると思う。資料の8ページは、2号3号の保育短時間だが、こちらにも標準時間の保育料修正に伴い、修正した。

利用者負担については、利用者側からみれば、むしろ低いに越したことはないが、保育料を下げれば下げるほど市の負担、つまり税金による補てんが増えることとなるので、この辺りのバランスをどうとるかが保育料を考える上でのひとつの課題だ。市の負担にも限度がある

ので、利用者負担の検討に関しては、こうした市の負担と利用者の負担のバランスを踏まえつつ、細かく検討をし、応能負担を強めた修正案である。

(委員長)

それでは、ただいま説明のあった、利用者負担について、審議に入りたいと思う。

利用者負担についても、素案と同じく、まず皆さんから一言ずつご発言をいただきたい。なお、時間の都合もあるので、一人1、2分程度でお願いしたい。それでは、今度は委員からお願いします。

(委員)

小学生と中学生の子どもがいるが、子どもを育ててきたという目線から、このように所得に応じてなだらかな段階で設定していただいたことや委員会の意見を反映していただいたことをありがたいと思う。

(委員)

この資料を見る限りでは、市が負担することで、国基準より低い金額に抑えていただいていると思う。自分のこととしてもすごくありがたい。

(委員)

取り立てて申し上げることはない。できるだけ負担は少ないに越したことはない。

(委員)

国の基準より階層を多く設定し、特に低階層では低い金額に設定していると思う。しかし、消費税10%に上がったとしたら、少子化や待機児童の問題などさまざまな問題がある中で、もっと保育料を安くしなければならないと思う。若い夫婦にとっては、これだけの保育料がかかれば、子どもは2人で限度だということになる。3人、4人産みたくても産めなくなる。国としてももっと大胆な施策に踏み込んでほしい。国の予算を子どもの成長に使ってほしい。

(委員)

特にありません。

(委員)

市の財政そのものの問題もあると思う。階層で最も多いのはどの階

層か。

(事務局)

現行の階層では、D4からD8である。

(委員)

委員が言ったように、子どもを育てるにはお金がかかる。医療者の立場から申し上げると、乳幼児医療が安すぎる。1回200円で何度も何度も医院にかかっている。乳幼児医療の負担を上げて、保育料などのほうに回せないものか。任意のワクチンもすべて無料にしてほしい。

(委員)

国の財政がこういう時代なので、子育てが終わった世代が、子育てにお金を使う時代にならないと、子どもを育てていくというのは難しいと思う。佐倉市は31%負担していくとなっており、市長は財政が黒字になったと言っているが、かなり厳しい状況なのではないか。市が破たんするようなことがないように、階層はもう少し細かくてもよいかもしれない。高額所得者にもう少し負担をしていただいてもよいのではないか。

(委員)

前回会議において、もう少し下げてほしいとお願いし、ここまで配慮していただいたことには感謝している。日本は子育てに公費を投入していない国だと長く言われている。幼児教育の無償化についても、ここにきて議論が復活してきた。

(委員)

7ページのグラフから見ると、低く抑えていただいていると思う。

(委員)

市の努力がうかがえる。これをきっかけに値上げになるのではないかと心配していたが安心した。ただ国の施策として、なぜ標準時間と短時間に分けたのか、これについて質問したい。また、保育料についても数百円の差しかない。この辺りはどのように考えているのか。また、委員が言ったように、保育料は全体として高く、特に3歳未満児を育てているときは、保育料を払うために働いていると言っても過言ではない。市の努力は認めるが、子育て中の家庭にとっては厳しいと思う。

(委員)

私は共働きだった。その時と比べると安くなったと思う。国、県、市ともに努力してぎりぎりの線での苦渋の選択ではないか。若い夫婦にとっては安いほうがいいと思うが、政策としてやっていくにはこれが限度ではないか。非常によく検討された結果だと思う。

(副委員長)

離婚してひとり親で働いている方の相談を受けている。離婚前は、夫婦2人の収入を合わせた金額での保育料を支払うことが可能だったが、別居し、なかなか離婚に至らない場合など、支払いが難しくなるという話があった。例えば、市営住宅への入居も離婚が成立していなければだめだとか、子ども手当の受給もだめだとなって、非常に困っている人がたくさんいる。そのようなことを考えると、子どもを育てることにとっても苦労している人たちがいる。他の国では、子どもにかかる費用を制服までも公費で負担するところもある。日本は子どもを育てる環境としては大変だと思った。

(委員長)

保育料のグラフを拝見し、カーブがなだらかであること、また、高所得になると負担が増えて応能負担になっていることについて、非常に良いと思った。あくまでもスタートラインである。今後も検討し続けていただければと思う。

(事務局)

標準時間と短時間は、新制度において設定されたものである。これまでの保育時間である11時間がベースになっている。実際の利用状況等を把握することで、それに応じた保育時間をとという考えかたである。この国の考え方に準じて佐倉市も同様に設定している。

標準時間と短時間の差額だが、国が示しているイメージどおり1.7%としている。

(委員長)

その他、意見、質問があれば挙手をお願いしたい。

無いようなので、利用者負担については事務局の説明どおりとする。

それでは次に、(2)答申に移りたいと思う。これまでの審議内容を踏まえ、事務局に答申文のたたき台を作成していただき、その原案について、最終的にみなさまにお諮りしたい。それでは、それまでの間、

休憩としたい。事務局は、作成にどのくらいかかるか。

(事務局)

10分程度お願いしたい。

【休憩】

(委員長)

ただいま、事務局が答申のたたき台を作成したので、お配りする。

【委員及び傍聴人に配布】

(委員長)

それでは、このたたき台について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

答申について簡単に説明する。

諮問第1号の事業計画(素案)については、これまで議論していただいた結果が本日の資料である素案だったので、原案のとおりとする。ただし、本日の議論で出た「障害」についての漢字表記は、委員からたくさんの意見をいただき、委員長からは挙手についての結果も参考にした上で、事務局において検討することとのことだった。本日だけではなく、これまでいただいた意見については、事務局から各担当部署に伝える。さらに事業計画(素案)については、内部で検討していくにあたって、委員からの意見を説明した上で活かしていく。また、これまでの審議であがった、子どもの最善の利益を最大限考慮すること、また、教育・保育の提供については質の確保について高い基準を配慮すること、という意見については、附帯意見として加えている。

諮問第2号については、これまでの審議で了解を得られたと認識しており、概ね妥当であるとした。

(委員長)

この答申について意見はあるか。

【意見なし】

(委員長)

これを本委員会からの答申として提出したい。

【委員長から答申、答申書読み上げ】

（委員長）

無事答申することができた。委員の皆様の協力に感謝する。  
つづいて、(3)その他について、何か事務局からあるか。

【議題3 その他】

（事務局）

諮問について、答申をありがとうございました。これまでの審議に感謝する。それではその他だが、事業計画については、素案をもとに庁内で検討し、決定したいと考えている。

委員会については、年度末に開催し、決定した事業計画についてのご報告をしたい。

また、新制度について委員の皆様の意見をいただきたい案件が発生した場合なども、審議していただくことを考えている。

（委員長）

それでは、これをもって本日の会議は終了する。これで議長の任を解かせていただく。ご協力ありがとうございました。

（事務局）

長時間にわたり審議していただき、ありがとうございました。これをもって、第5回佐倉市子育て支援推進委員会を終了する。

閉会

以 上